703　ビス（4－イソシアナトシクロヘキシル）メタン・（2，2－ビス［4－（オキシラン－2－イルメトキシ）フェニル］プロパンのアクリル酸付加物）重付加物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が1％以下であるものに限る。）　（7）－3669

704　（R，E）－3，7，11－トリメチルドデカ－6，10－ジエナールと（S，E）－3，7，11－トリメチルドデカ－6，10－ジエナール（主成分、90％以上）の混合物　（2）－4229

705　［2，2′－［アルカノイル（C＝12を主成分とするC＝8～18）ジオキシドキリデン（M）及び［3－［アルカノイル（C＝12を主成分とするC＝8～18）オキシ］プロパン－1，2－ジオラト－κ²O，O′］ジオキシドキリデン］（2，2′－イミノジエタノール並びにヤシ油の反応生成物）と（ヘプタオキシドニモリブデン酸）二水素の反応生成物　（5）－7062

○農林水産省告示第五百八十八号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第七十の規定に基づき、コロンビアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定め、公布の日から施行する。

令和元年七月三十一日　農林水産大臣　吉川　貴盛

一　植物

コロンビア植物防疫機関が病害虫防除が行われるものとして指定したコロンビアの生産園地（以下「指定生産園地」という。）で生産されたハス種のアボカドの生果実（成熟したものを除く。）であること。

二　輸送方法

船積貨物又は航空貨物として輸入されたものであること。

三　生産地における検査及び証明

㈠　コロンビア植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを認め、又は信ずる旨記載されているコロンビア植物防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付してあるものであること。

㈡　㈠の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。

ア　チチュウカイミバエに侵されていないものであること。

イ　指定生産園地で生産されたものであること。

ウ　五のこん包施設でこん包されたものであること。

四　植物防疫官による確認

三の㈠の検査が的確に実施されていることが植物防疫官により確認されていること。

五　こん包施設

こん包施設は、コロンビア植物防疫機関が検疫有害動植物について汚染防止措置が講じられているものとして指定した施設であること。

六　封印

各こん包、束ねたこん包又はこん包が収容されたコンテナーには、コロンビア植物防疫機関による封印がなされていること。

七　表示

三の㈠の検査が行われた生果実の各こん包、束ねたこん包又はこん包が収容されたコンテナーには、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

○農林水産省告示第五百八十九号

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二十四条第二項の規定に基づき、平成二十六年十二月十九日農林水産省告示第千九百四十四号（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第二十四条第二項の規定に基づき、水産動植物の繁殖保護若しくは漁業取締りその他漁業調整のため必要と認めて報告すべき事項及び方法を定める件）の一部を次のように改正し、令和元年八月一日から施行する。

令和元年七月三十一日　農林水産大臣　吉川　貴盛

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後

指定漁業	報告すべき事項	報告の方法
（略）	（略）	（略）
遠洋かつお・まぐろ漁業	一　大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第一条に規定する海域（以下「大西洋条約海域」という。）のうち、北緯十度の線以北の西経四十五度の線、北緯十度西経四十五度の点から北緯十度西経三十五度の点に至る直線、北緯十度西経三十五度の点から北緯五度西経三十五度の点に至る直線、北緯五度西経三十五度の点から北緯五度西経三十度の点に至る直線、北緯五度西経三十度の点から赤道と西経三十度の線との交点に至る直線、赤道と西経三十度の線との交点から赤道と	（略）	（略）

改正前

指定漁業	報告すべき事項	報告の方法
（略）	（略）	（略）
遠洋かつお・まぐろ漁業	一　大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第一条に規定する海域（以下「大西洋条約海域」という。）のうち、北緯十度の線以北の西経四十五度の線、北緯十度西経四十五度の点から北緯十度西経三十五度の点に至る直線、北緯十度西経三十五度の点から北緯五度西経三十五度の点に至る直線、北緯五度西経三十五度の点から北緯五度西経三十度の点に至る直線、北緯五度西経三十度の点から赤道と西経三十度の線との交点に至る直線、赤道と西経三十度の線との交点から赤道と	（略）	（略）